

平成19年4月27日

地域における仕事と生活の調和と 子育て支援の取組について

平成19年4月27日

急激な少子化の進展による人口減少社会への移行という、かつて経験したことのない大きな社会変化が訪れようとしている。少子化は、社会経済に対して様々な影響をもたらすと考えられるが、少なくとも急激な少子化は、労働力人口の減少や社会保障制度の破綻など看過できない事態を招くことが懸念される。

このため、兵庫県では急激な少子化に歯止めをかけるとともに、人口減少社会に適応できるよう、一人ひとりが、仕事と生活を調和させ、個々の能力を十分に発揮して働くとともに、喜びを実感しながら安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現を目指す必要がある。

連合兵庫、兵庫県経営者協会及び兵庫県の三者は、「兵庫型ワークシェアリング」の推進をはじめ様々な雇用問題に取り組んでいるところであるが、少子化の進展による人口減少社会への移行という新たな局面を迎え、改めて、下記について三者の連携による取組を進めていくこととする。

記

1 働き方の見直しによる仕事と生活の調和

若者、育児や介護を担っている人、女性、高齢者など一人ひとりが、各々の生活段階において、仕事と生活を調和させ、十分に能力を発揮して働くことができる社会の実現を図る。

(1) 働く人が主体的に選択できる多様な働き方の実現

長期的視野からの正規従業員の育成・確保を基本としつつ、現在の正規従業員と非正規従業員についてその業務・責任の分担と働きに見合った処遇のあり方を業種、職種の違いも踏まえつつ検討し、短時間正社員制度、在宅勤務制度の導入など働き方の見直しにより、働く人が主体的に働き方を選択し、各々の生活段階において、十分に能力を発揮して働くことができる社会の実現を図る。

(2) 子育てと仕事が両立できる職場環境の整備

育児休業の取得の促進、短時間勤務制度の普及、事業所内保育施設の設置などにより、父親も母親もともに子育てをしながら、働き続けることができる職場環境の整備を推進するとともに、出産等のために退職する実態を踏まえ「女性再就職支援事業」等により、一度退職した女性がその能力を活かして再び働くことができるよう支援するなど、子育てと仕事の両立を図る。

(3) 中高年、女性等の活躍の場の創出

中高年、女性、企業退職者の再就職や起業を支援することにより、その能力・経験を生かすことができる活躍の場を創出する。

2 地域における子育て支援

核家族化や地域社会における人間関係の希薄化等の子育て環境の変化に伴い、孤立しがちな母親の育児の負担感や不安感が増大し、家庭のみでは子育てが困難となっていることを踏まえ、地域の一員として、また地域を支えるものとして、三者が連携して地域全体で子育てを支え合う。

(1) 地域の子育てサポートの充実

親の就業形態にかかわらず、すべての子育て家庭に支援の手が差し向けられるよう、地域の保育所や子育て拠点施設等を拡充するほか、地域の活動ネットワークを活用した子育て家庭への支援活動に、企業やNPO、勤労者ボランティアや企業退職者等が積極的に参加し、子育てをサポートするしくみを充実する。

(2) 子育て家庭応援企業との協定締結制度等の推進

子育て家庭に配慮したサービス提供や社内における両立支援等に取り組む企業や事業所と県との協定締結制度を推進するとともに、県下の個人・企業等からの子育てNPO等への活動支援のしくみづくりを進める。

3 若者の自立支援

フリーター、ニートなど職業的自立ができない若者の増加や晩婚化・未婚化の進行を踏まえ、産業の担い手であり、未来の親である若者の自立を支援する。

(1) 若者の職業的自立の支援

産業界からの情報発信・しごと体験の支援と実践重視の人材育成を行う「ものづくり人材大学校（仮称）」の創設、「実務・教育連結型人材育成システム」の推進により人材ニーズに合った能力開発を行うとともに、「若者しごと倶楽部」の地域展開により、若者が職業的に自立できるよう支援する。

(2) 若者の再チャレンジを可能とする募集・採用制度の普及

新規学卒者の安定した雇用機会の確保を図るとともに、通年採用や中途採用の拡大、パートやアルバイトから正規従業員への登用、紹介予定派遣の活用、短時間正社員制度の導入など、若者がいつ、どこからでも就職に挑戦できるような募集・採用制度の普及を図る。

(3) 若者の交流の支援

若手従業員向けの職場交流会の開催を通じて、日々の業務に追われ、新たな交流の場が少なくなっている若手従業員の視野を広げるとともに、将来の仕事や生活における人間関係を築くことを支援する。

4 取組の具体化と協議の継続

三者は上記について、相互の信頼関係のもとに、それぞれの立場で責任を持って取り組むとともに、取組の進捗状況の検証と有識者・労使・関係者との意見交換を行いつつ、雇用対策三者会議において、引き続き、仕事と生活の調和と子育て支援に関する取組の具体化と協議を継続する。

平成18年 3月 31日

連合兵庫会長

北条勝利

兵庫県経営者協会会長

池田志朗

兵庫県知事

井戸敏三

《連合兵庫・兵庫県経営者協会・兵庫県》

「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」

(ひょうご 子ども未来 三者合意)に基づくアクションプログラム

趣 旨

急激な少子化の進展による人口減少社会への移行という、かつて経験したことのない大きな社会変化が訪れようとしている。少子化は、社会経済に対して様々な影響をもたらすと考えられるが、少なくとも急激な少子化は、労働力人口の減少や社会保障制度の破綻など看過できない事態を招くことが懸念される。

このため、兵庫県では急激な少子化に歯止めをかけるとともに、人口減少社会に適応できるよう、一人ひとりが、仕事と生活を調和させ、個々の能力を十分に発揮して働くとともに、喜びを実感しながら安心して子どもを生き育てることができる地域社会の実現を目指して、平成18年3月31日に連合兵庫・兵庫県経営者協会・兵庫県による「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」がなされた。

少子化にはさまざまな社会的要因が複雑に作用していると考えられ、その対策にはあらゆる政策の総動員が必要であるが、それらの対策の効果が短期間には現れないものも多いと考えられる。また、望まれる対策には国政レベルでなければ対応できないものもある。しかし、早急に自らが地域において実行できることから着手することが肝要である。

幸いにして兵庫県には地域の抱える問題について三者が一致協力して取り組むという信頼関係が構築されている。今回の合意は、三者が平成11年に「兵庫県雇用対策三者会議」を立ち上げ、「兵庫型ワークシェアリング」の三者合意と、三者がそれぞれの立場と責任において進めた取り組みを全国へ発信してきた経験や、三者による北欧労働事情調査などの共同研究の成果が生かされたものである。

この「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」に基づくアクションプログラムは、子供を生き育てる若年層に焦点を当て、①働き方の見直しによる仕事と生活の調和、②地域における子育て支援、③若者の自立支援、を3つの柱として平成21年度を目標年度に見据えながら、三者の総意により当面の具体的な行動計画として策定した。今後も取り組みの進捗状況の検証と有識者、関係者等との意見交換を行いつつ、雇用対策三者会議において引き続いてこのアクションプログラムを拡充し、推進していく。

兵庫県のそれぞれの地域において、自由で創造的な企業活動の中で多様な形態で働きがいのある職場を確保し、仕事と生活を調和させて家庭や地域とのきずなが実感できる社会の実現を目指す。

これまで培われてきた相互の信頼関係のもとに連携を深めつつ、三者合意の強い決意のもとに、それぞれの立場で責任を持ってこのアクションプログラムの各施策に取り組むこととする。

実施期間

平成18年度～平成21年度

主要事業

<働き方の見直しによる仕事と生活の調和>

若者、育児や介護を担っている人、女性、高齢者など一人ひとりが、各々の生活段階において、仕事と生活を調和させ、十分に能力を発揮して働くことができる社会の実現を図る。

1. 多様な働き方のモデル開発と普及啓発による仕事と生活の調和（新規）

柔軟な勤務制度の導入による多様な働き方の成功事例を収集し、短時間正社員制度、在宅勤務制度等のモデル開発を行う。併せて、パートから正社員への登用に伴う課題を労働者、使用者双方の立場から整理し、その実現プロセスをまとめ、地域別労使団体等との連絡会議などにおいて普及啓発を行う。

次世代育成支援法に定められ、行政に提出済みの一般事業主行動計画の内容について、企業相互に情報の共有化を図る方法を検討する。

- ・短時間正社員制度、在宅勤務制度等の導入・実施に先導的に取り組んでいる企業の事例を普及する。
- ・企業の一般事業主行動計画の策定状況を公表するとともに、行動計画を公表済みの企業の取り組みを普及する。

2. 育児休業等の取得推進（新規）

出産や育児により女性の7割が退職している状況を改善するため、経営者に育児休業の取得促進を働きかけるとともに、先進的な取組事例を普及するほか、代替員確保を支援するなどの仕組みづくりを検討する。

子どもを持つ親が、看護休暇等を取得しやすい職場づくりを推進するため、先導的な企業の取組事例などを調査し、普及する。

- ・育児休業や看護休暇等が取得しにくい雰囲気を払拭するために、経営者の意識改革とともに、連続して長期間休業するだけでなく、企業の規模や業態に応じた短時間勤務、裁量労働や男性の短期間休暇といった取組事例を調査・収集し、優良事例の普及や優良企業の表彰を行う。
- ・育児休業を取得する者の経験・能力に見合った代替要員の確保など育児休業が取得しやすい職場の仕組みづくりを検討する。
- ・男性の育児休業取得や代替要員確保などに先導的に取り組んでいる企業の事例を普及する。

3. 女性チャレンジ支援（⑩～）

出産や育児などのために一度退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性などを総合的に支援する。

- ・ワンストップで情報提供、窓口相談となる「ひょうご女性チャレンジひろば」において、入口から出口（就職、起業、在宅ワーク、地域活動）までの一貫した支援を行うとともに、早期の再就職や雇用機会の確保を図るため、出産・育児による女性離職者を試行雇用した事業主に対し「ひょうご女性再就職奨励金」を支給する。

- ・ 出産や育児のために離職した女性などが、子どもの成長に伴って円滑に就業準備や就職活動ができるよう、子育て中の親が集まる拠点と職業紹介機関、相談機関が連携する仕組みづくりを検討する。
(神戸大学等と連携してパイロット事業を実施)
- ・ 女性離職者の雇用等に積極的に取り組んでいる企業の事例を普及する。

4. 再雇用制度の導入・活用促進（新規）

出産や育児等を理由として退職した者を再雇用する制度の導入及び活用促進に向け、モデル事例を収集し、制度化の可能性の調査、検討を行い、フォーラムを開催するなど普及・啓発を図るとともに、再雇用に積極的に取り組んでいる企業の事例を普及する。

5. 兵庫型ワークシェアリングの全県展開（継続）

三者で取り組んできた「兵庫型ワークシェアリング」について世代間ワークシェア、所定外労働時間短縮型ワークシェアなどの具体的なモデルを収集、開発し、働く人のニーズに合わせた勤務形態の実現や生産性の向上に一定の効果が確認されたので、これを全県下に啓発し、多様な働き方を普及する。

<地域における子育て支援>

核家族や地域社会における人間関係の希薄化等の子育て環境の変化に伴い、孤立しがちな母親の育児の負担感や不安感が増大し、家庭のみでは子育てが困難となっていることを踏まえ、地域の一員として、また地域を支えるものとして、三者が連携して地域ぐるみの子育てを支援する。

1. 子育て支援ボランティア活動の組織的サポート（新規）

スタッフが不足しがちな子育て支援のボランティア活動をしているNPOに対し、社会福祉協議会を通じて、連合兵庫や経営者協会が多彩な人材を擁する企業や労働組合を紹介するなど組織的にサポートする。

2. 子育て応援企業等への総合的支援（⑩～）

育児休業の取得促進などの従業員の子育てと仕事の両立支援や、子育て中の家庭を応援するなど、少子対策に積極的に取り組む企業等と県との協定締結を推進し、事業者の意識啓発を図ると共に、優良企業へのインセンティブの拡充を検討する。

- ・ 県と協定を締結した企業の実践事例の普及
- ・ 関西広域での優良企業等のPRの検討
- ・ 県で実施中の入札参加資格優遇制度の市町への拡大
- ・ 優良企業への低利融資の検討（商工中金等）

3. こども基金等の活動の支援（新規）

地域において、フォーラム開催や表彰・啓発冊子の作成などの子育て支援活動を助成しているこども基金や地域福祉基金などの活動の拡充を支援する。

<若者の自立支援>

フリーター、ニートなど職業的自立ができない若者の増加や晩婚化・未婚化の進行を踏まえ、産業の担い手であり、未来の親である若者の自立を支援する。

1. 若者の就業意欲の喚起（継続）

学校教育の早い段階からトライやるウィーク、高校生就業体験事業、大学生のインターンシップ等を通して様々な職業や職場を体験することにより、職業意識を喚起し、社会性を養う。

2. 就職に役立つ能力開発の推進（拡充）

経営者団体、商工団体、専修学校等能力開発サービスの実施機関等の関係機関が連携して、教育訓練から就職までの一貫した支援を行う「兵庫しごとカレッジシステム」の機能をニーズに応じてさらに充実し、若者の就職を強化する。

ものづくり人材の育成と体験の場の提供を行う「ものづくり大学校（仮称）」の計画を推進するとともに、公共職業能力開発施設での座学と企業での実習訓練を組み合わせた「実務・教育連結型人材育成システム（デュアルシステム）」等により就職に役立つ多様な能力開発を推進する。

3. 職業相談機能等の充実強化（拡充）

若年失業者、学生等への就職相談からハローワークとの連携による職業紹介までを一貫して行う「若者しごと倶楽部」のサテライトを阪神地域及び播磨地域に設置し、機能強化を図る。

4. フリーター・ニートに対する様々な支援の検討（新規）

兵庫県地域労使就職支援機構が神戸大学に委託して実施した、フリーター実態調査等を踏まえ、フリーターに対する直接的な働きかけの手法や採用に向けた企業のあり方などを検討し、望みながら正社員として雇用されていない若者を支援する方策を検討する。

就職適齢期の子を持つ親たちに対するセミナー開催、ニートを持つ家族に対する相談コーナーの設置により、両親等への相談をより充実し、家族を通じたニートへの働きかけを行う。

5. 若者の交流の支援(⑩～)

「ひょうご出会いサポート事業」等を活用して、日々の業務に追われ、相互の交流の場が少なくなりがちな若手従業員に企業の枠を超えた交流を促進することにより、仕事や生活への意欲を高め、新たな人間関係を築くことができるよう支援する。

- ・ひょうご出会いサポートセンター事業に企業等が会員団体として登録し、若手従業員にホテル、レストラン等（協賛団体）が企画する出会いイベントへの参加を呼びかける。
- ・企業の枠を超えて、異業種企業や自治体の若手従業員が参加するイベントを企画・実施する。

推 進 体 制

1. 三者合意に基づくこのアクションプログラムの推進にあたっては、実務者会議を母体として事業の推進調整と進行管理を行うとともに、その結果を踏まえ、プログラムの拡充と各地域、企業、労働組合の取り組みを深めるための推進システム等の整備を図る。
2. 今回新たな提案を行った事業のうち、今後の具体化に向けてさらに三者間等の検討、協議を要するものについては、適宜部会等を機動的に設置する。

〔兵庫労働局との連携による支援〕

アクションプログラムの事業を実施するにあたって、三者と密接な関係にある兵庫労働局が実施する次の事業について双方向の連携による支援を行う。

【両立支援対策】

1. ハローワーク及びパートバンクにおける就職支援

県下17安定所及び5パートバンクにおいて子育てしながら再就職を希望する求職者に対して、ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を行い、再就職を支援する。

○女性チャレンジ支援と連携

2. マザーズハローワーク三宮における就職支援

子ども連れで職業相談しやすい環境を整備したマザーズハローワーク三宮において、子育て情報の提供や就職実現プランの策定などの再就職支援を行う。

○女性チャレンジ支援と連携

3. 子育て女性起業支援助成金

起業費用の一部を助成することにより、子育て期の女性の起業を支援し、雇用の創出を図る

○女性チャレンジ支援と連携

4. 一般事業主行動計画の策定の促進

次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員300人以下の中小企業に対する、一般事業主行動計画の策定・届出を促進するため、説明会の開催、コンサルタント等の企業訪問を行う。

○県の派遣する次世代育成支援行動計画等のアドバイザーとの連携

5. 女性が働き続けやすい就業環境の整備

女性の活躍を推進している企業に対しては「均等推進企業表彰」、仕事と家庭との両立支援に取り組んでいる企業に対しては「ファミリー・フレンドー企業表彰」を実施し、先進的な取組事例を広く周知することで、女性の能力発揮の促進と就業環境の整備を図る。

○子育て応援企業等への総合的支援と連携

6. 労働環境整備対策

適正な労働時間管理、ワークシェアリングの導入の推進等により、労働者が心身共に充実した状態で働くことができる環境を整備する。

○兵庫型ワークシェアリングの全県展開との連携

【若年者雇用対策】

1. フリーター常用就職支援事業

県下 17 安定所において常用雇用での就職を目指すフリーターに対して、常用雇用就職プランを策定するとともに、若年者ジョブサポーターも活用しつつ、利用者のニーズに応じた就職支援を行う。

○フリーターに対する様々な支援の検討と連携

2. 若年者トライアル雇用事業の実施

県下 17 安定所及びヤングワークプラザ神戸において、フリーター等若年失業者に実践的な能力を取得させ常用雇用へ移行するため、トライアル雇用を実施する。

○フリーターに対する様々な支援の検討と連携

3. 兵庫学生職業相談室における就職支援

若者しごと倶楽部に併設している兵庫学生職業相談室において、学生・未就職卒業者等に対する職業相談・職業紹介を行う。

○若者しごと倶楽部と連携

4. ヤングワークプラザ神戸における就職支援

ヤングワークプラザ神戸において、30 歳程度までの若年求職者のうち不安定就労者等特に援助を必要とする者及び未就職卒業者に対して専門的な相談、職業紹介等を行い、就職を支援する。

○若者しごと倶楽部と連携